

「IPアドレス管理指定事業者契約書」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>前文 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「甲」という）</p>	<p>前文 <u>一般</u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「甲」という）</p>
<p>本文 第11条（解除） 乙が下記各号のいずれか1に該当する場合、甲はこの契約を解除することができる。ただし、乙に対する損害賠償の請求を妨げない。 （1）委託業務の遂行にあたり、この契約またはIP割り当て規則またはこれに関して甲が定める規則・文書等に違反し、甲が定める相当な期間をもった是正の催告にもかかわらず、その是正を行わないとき <u>(2)</u> 委託業務を遂行することが著しく困難と認められるとき <u>(3)</u> 第4条の手数料・維持料または費用の支払いを怠ったとき <u>(4)</u> 資産、営業、信用等に重大な変更が生じ委託業務の遂行が困難と認められるとき 2 甲がこの契約に違反した場合、乙は、この契約を解除することができる。ただし、IP割り当て規則の定める範囲内の損害賠償の請求を妨げない。</p>	<p>本文 第11条（解除） 乙が下記各号のいずれか1に該当する場合、甲はこの契約を解除することができる。ただし、乙に対する損害賠償の請求を妨げない。 （1）委託業務の遂行にあたり、この契約またはIP割り当て規則またはこれに関して甲が定める規則・文書等に違反し、甲が定める相当な期間をもった是正の催告にもかかわらず、その是正を行わないとき <u>(2) 反社会的勢力排除に関する確約書に違反し、または同確約書に基づく表明および確約に関し虚偽の申告をしたことが判明したとき</u> <u>(3)</u> 委託業務を遂行することが著しく困難と認められるとき <u>(4)</u> 第4条の手数料・維持料または費用の支払いを怠ったとき <u>(5)</u> 資産、営業、信用等に重大な変更が生じ委託業務の遂行が困難と認められるとき 2 甲がこの契約に違反した場合、乙は、この契約を解除することができる。ただし、IP割り当て規則の定める範囲内の損害賠償の請求を妨げない。</p>